

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律145号				
手続名	再生医療等製品の製造販売業の許可の更新			根拠条項	第23条の20第4項				
審査基準	再生医療等製品の製造販売業の許可に同じ								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	90日	目次	32の12
						標準経由期間	日		